

令和2年 特別区職員の給与に関する報告及び勧告について

特別区人事委員会は、特別区職員の給与等実態調査を行うとともに、特別区内の民間従業員の給与調査を実施したところであるが、本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給（賞与）等の調査を先行して行い、月例給の調査と分けて実施した。

先行して行った特別給の調査結果により、職員の特別給（期末・勤勉手当）が民間の特別給（賞与）を0.05月分上回っていたため、本年度の職員の給与を改定するように勧告した。

月例給については、調査結果を踏まえ、別途必要な報告・勧告を行う予定とされた。

【給与改定の要旨】

1 本年の給与改定

(1) 特別給（期末手当・勤勉手当）について

民間の特別給（賞与）の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引き下げ、4.60月とする。再任用職員については、0.05月引き下げ2.40か月とする。

なお、支給月数の引下げ分については、民間の特別給における考課査定分の配分状況等を考慮し、期末手当から差し引く。

(2) 実施時期について

本年の給与改定は、改正条例の公布の日から実施する。

2 給与制度における課題

期末手当

期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要がある。